

平成29年度第3回亀岡市まちづくり協働推進委員会

会議要旨

日 時：平成30年3月15日（木）14：00～16：00

場 所：亀岡市役所別館会議室

出席者：委員（坂本委員長、松井副委員長、楠、多胡、
田部、中井、中村、細川、松尾、森）

欠 席：委員（竹下、深尾、吉川）

事務局：（伊豆田、桂、明田）

1 開会

（事務局）

本日はお忙しい中、まちづくり協働推進委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日は今年度3回目の委員会となる。

なお、欠席の委員さんにつきましては、竹下委員、深尾委員、吉川委員の連絡を聞いている。

それでは、議事の進行に先駆けまして、委員長から挨拶をお願いします。

（委員長）

年度末といった忙しい時期に出席いただきありがとうございます。

本日は、来年度の協働支援金の運用と、今年度の支援金交付事業の成果報告会の概要について協議をしていただく。協働支援金については今年度で8年目になるが、毎年、見直しをしてより良い制度にしてきている。正解の形といったものはないかもしれないが、来年度においてもより良い制度としていきたいと考えている。

報告会の参加者については、例年、支援金を活用した団体の関係者が中心になっているが、一般市民にも参加してもらうことで、亀岡の市民活動を知ってもらう良い機会になると思うのでより効果が高まる報告会にするための協議をお願いしたい。

（事務局）

ありがとうございました。

この後の議事進行におきましては委員長をお願いします。

2 協議

(委員長)

それでは最初に来年度の亀岡市支えあいまちづくり協働支援金制度の運用について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局から説明をする。(資料に沿って説明)

資料1 「平成30年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金募集要項」

資料2 「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金審査項目(案)」

来年度の支援金制度の運用において、大きな変更点は以下の3点

① 交付率の改定

▶ 直接経費の10/10 → ステップアップ事業・市民連携事業は直接経費の3/4

【変更理由】

- ・ 支援金活用が可能な3年間の期間終了後も各事業が継続して実施されるように申請団体の自己資金を獲得する意識や体制を支援金交付時から構築するため

② 前金払いについて

▶ 交付決定額の10割を上限に前金払いできる ※市民連携事業は5割を上限
→ 全支援メニュー交付決定額の8割を上限に前金払いできる

【変更理由】

- ・ 上記支援金交付率の変更により、事業終了時に事業収入等の変更によって支援金の交付上限金額が変化する可能性が高まるため、事業終了時に支援金交付額を調整できる機会を全事業において設ける必要がある

③ 審査項目について

審査項目の観点・表現・配点を見直す

【変更理由】

- ・ 審査項目の表現が申請者にとって分かりにくい部分があるため変更する
- ・ 審査項目の観点を見直すことでより本制度が求めている事業を申請者にも理解してもらう

(委員長)

今も説明があったが来年度の制度運用に向けて大きな変更点が3つあった。

前回の委員会では審査項目にある「公益性」の定義についても協議をした。具体的には、広域的な活動だけが良いとも言い切れず、地域は限定されるが将来的に亀岡市全体の利益につながる事業もしっかり評価できる仕組みをつくる必要があるなどの議論があった。

(事務局)

「公益性」の定義については、「公益性＝広域的」「公益性＝モデル事業になる」などといったような限定した表現をあえて書いていない。前回の協議を受けて具体的な表現を使うことも考えたが、そうすることで、良い事業でもその表現に当てはまらない事業に対しては柔軟に対応ができなくなる可能性を感じた。公益性の意味は多様であり、各申請事業がどのような公益性や良さを持っているのかをヒアリング等を通じて一つひとつ確認していく作業が重要だと考える。

(委員長)

もう一つ大きな改定箇所としては審査項目の配点を変えた部分だ。

これまでの協議においても項目によって配点を変えることにより、より地域にとって必要とされる事業を評価しやすくするといった方針に沿った改定内容である。

(事務局)

これまでのヒアリングなどにおいて「事業の公益性」「手段の内容」については他項目と比較しても重要視してきた項目である。資料には、案としてその項目の配点を他項目（5点）の2倍（10点）の点数を配点してはどうかと提案させていただいている。これについても点数や重要視する項目をどれにするかについてご意見をいただきたい。

(委員1)

公益性について。実際に活動している範囲などではなく、「いかに人を巻き込もうとしているか（どれだけの人に関わる事業か）」が一つ考えられる表現である。抽象的な表現を使ってでも、この制度で言う公益性が何なのかある程度「公益性」とは違った表現で指標を提示しておかないと、申請側も審査をする側も判断しにくい。

(委員2)

難しい表現ではなく、一般の市民にも分かる表現を使うことで親しみを持ってもらえる。

また、本制度について地域の集まりで聞いたところ知っている人がほとんどいなかった。せっかく良いことをやっているのに周知されていないのは残念なこと。特に市民団体だけでなく一般市民にどのように周知していくかが非常に重要であると考えます。

(委員長)

資料2の「審査項目1：事業の公益性」「審査項目2：課題解決力」といった部分を削除して、その説明書きをしている「(例) 地域の課題を的確に把握し、公益的な事業を企画していること」の部分だけを提示したほうが、審査項目の内容について誤解なく伝えることができるのではないかと思います。

(委員3)

審査項目の表示については、どこかを削除するのではなく、資料2に書いているような一番細かな審査の視点(1-1,1-2など)を募集要項に提示するほうが良いと考える。先ほどから挙がっている「項目」とその説明部分だけでは、具体的な事業像が想像しにくい。市民団体が申請を考えたときに自分の事業が対象になるのか悩んでしまう可能性も出てくる。具体的な視点から代表的なものだけでも提示しておけば、そのような状況を防げるし、項目や説明部分の抽象的な表現を説明することにもつながる。

(委員4)

公益性については難しく考え過ぎず「公益的な事業を企画していること」の部分で「地域のために事業を企画していること」などの簡単な表現でいいのではないかと。

表現を限定させる方法でこの言葉を説明しようとするとう本来良い事業だと判断されるべき事業が評価しにくくなる可能性もある。限定的にするのではなく、あくまでも分かりやすい表現にすることを考えた方がよい。

(委員長)

「地域のための」といった表現がみなさんの反応を見ていると良いかもしれない。

(委員5)

私も簡単な表現を使う考え方で良いと思う。「課題を解決する事業であること」など。

(委員長)

他の部分での意見はないか。

(委員1)

配点は全項目統一しても良いかもしれないと感じた。

どの項目が欠けても事業は成り立たないと考えるなら統一しても良いのではないかと。

(委員5)

私も統一しても良いのではないかと。

申請者からすると配点が高い項目で高評価を得られる事業だけを考えようとしてしまうかもしれない。

(委員4)

項目によって配点に差があることは申請する側は分かっただうえで申請するのか。

(事務局)

配点に差をつけるのであれば、どの項目が特に重要視されているといった説明はする必要が出てくるため、把握したうえで申請してもらうことになる。

(委員4)

審査項目を大きく分類すると1つ目・2つ目は「事業に対する評価」、3つ目・4つ目は「申請団体全体に対する評価」と見ることができると思う。支援金の交付は1年間の団体の1事業に対して行うといった基本的な考え方や、各項目に含まれる細かな要素を見ているとこの配点の差はあっても良いと思う。

(委員長)

前回の議論に限らずこれまでの経緯では配点に差をつけることは必要だといった意見が多かったように思われる。

(委員6)

事業の効果はどの項目で評価するのか。

(事務局)

事業の成果、効果については、この後に話をする支援金事業成果報告会・審査会において毎年度、評価をしている。

申請時には、あくまで「どんな課題をどのように解決するか」といった視点での審査、評価であり、それに基づいて交付金額等も決定している。

事業によって得られた効果を見てから交付金額を確定させるような補助金もあるが、現実には、効果がすぐにでる活動もあれば将来的に効果が期待できるような活動もあるため、統一した基準で事業の効果を活動終了後すぐに図ることは非常に難しいと考えられる。

ただ、今回、審査項目を見直すにあたり、「設定した課題に対して効果が見込める手段が提示できているか」といったあくまで事業の実施によって得られる効果の可能性については着目することも大切だとこれまでの審査過程を見ていて感じたため、項目2「課題解決力」の視点の一つに「設定した課題の解決に向けて前進を図ることができる手段が示せているか」といった項目を追加した。

(委員6)

この制度における「地域」とはどの範囲を指すのか。

(事務局)

最低でも自治会範囲以上の地域を対象とした事業を支援する対象事業としている。

(委員6)

では、この制度においては亀岡市全体での活動も一部の範囲での活動も「地域」における活動となるのか。

(事務局)

この制度を活用する条件としては、自治会範囲の事業であれば対象になるため同じ「地域」である。ただし、相対的な評価を行う上で、広域的な活動であるということが一つの公益性として高く評価されれば、優先的に支援金の交付がされるといった場合もある。

(委員6)

先ほど制度の周知がまだまだされていないのではないかといった意見があったが、例年この制度はどのように市民に周知しているのか。

(事務局)

例年は、亀岡市の広報誌・ホームページ、各自治会への配布、市民団体への資料の送付などで周知している。

(委員6)

募集要項を見るだけでは自分たちの事業が対象になり得ることに気づいてもらえていないのかもしれない。これまで支援金を活用した活動にどのようなものがあるのか伝えることも必要になってくるかもしれない。

(委員3)

このあとの協議事項である成果報告会がその周知の手段の一つになる。

(委員2)

審査項目をこんなに細かく決めなければいけないものか。

(委員1)

審査員の主観だけの審査にならないようにも項目はこの程度あったほうが良いと審査員を実際にして感じた。

(委員4)

もし2日間に渡って審査を行うなどの状況により、審査員の構成メンバーが変わる可能性が少しでもあると考えると、あらかじめ統一した基準を持つておくことは必要である。

(委員 5)

審査員の感覚で審査されるのは申請側も納得いかないと思う。

(委員 5)

市民活動において一番難しく、また重要なことは活動を継続することである。

支援金を出した以上、支援金の活用をきっかけに可能な限り地域での活動を継続してもらうことが重要。そういった意味では、項目 3「自立性」は「継続性」といった表現が適しているし、審査においてもその項目の部分を重要視することも考えていいのでは。

ただ、活動を継続することは本当に難しいことなので、その部分のハードルを高くすることで本制度が使いにくいものになる危険性も考慮しなければいけない。

(事務局)

確かにこれまでの審査や支援金を交付した活動をみているとその観点は非常に重要なものだったことが分かる。

ただ、来年度から交付率を下げるのが決定しており、項目 3 の部分については、すでに申請をする段階で一定のハードルを設けた形になっているのではないか。そのようなこともあり、この制度が活用しにくいものになりすぎないように項目 3 については他項目と同じ配点をしている。

(委員 2)

減点制にしたらどうか。

(委員 4)

これまでの経験で考えると、これまでにない視点で新しいことに取り組む事業は評価が悪くなるかもしれない。事業内容の良さというより堅実な事業が通りやすくなる雰囲気になるかもしれない。最終的には大きく変わらないかもしれないが。

(委員長)

新しい考えで今後、検討する一つの材料になるかもしれない。

ただ、今の仕組みでそれをやるとすると申請の段階で全ての事業が完全に同じ評価のつく事業に揃っていないと公平な審査ができないのではないか。

加点方式のほうが現時点では馴染んでいる。

(委員 3)

募集要項に前年度の交付事業の例を記載するのはどうか。亀岡市のホームページには掲載されているがさらにどのような事業が支援対象になっているのか伝えることで自分たち

も申請してみようと思う団体が増えるのではないか。

(事務局)

確かにホームページには掲載されているが見ている人は少ないかもしれない。募集要項のスペースの制限もあるため可能な限り反映させる。

(委員4)

審査項目の3・4については申請事業に対する評価よりも申請団体に対する評価といった意味合いが大きいように思える。団体でなく事業を審査することを基本に置くのであれば、項目3・4については1・2と差をつけることで、この部分の採点結果の差によって全体の評価が大きく変わらないようにする工夫があつて良いかもしれない。

(委員3)

審査員としての経験を思い出すと項目3・4あたりについては審査員の主観的な判断がされやすい項目でもある。主観的な判断が中心になって結果が出ることを防ぐためにも項目1・2と比べて配点を下げておくのが良いと思う。

一度この配点でやってみたらどうか。

(委員長)

これまでの議論や反省点を考えてもこの内容で良いと思う。

様々な議論があつたが配点の割合については事務局案のとおりで、その他表現の部分については本日の意見を反映させたいので事務局に任せるといったことで良いか。

【他委員承認】

(委員長)

それでは次の協議事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局から説明をする。(資料に沿って説明)

資料3「平成29年度支援金事業成果報告会概要」

資料4「報告会のこれまでの課題と改善点について」

(委員長)

今年度から点数評価をやめてコメントでの評価だけにすることは大きな変化だと思う。

その他、報告会への市民参加をいかに促すかも課題の一つである。

(委員1)

各団体の報告時間については、5分で時間が短いといった意見が出てくるのであれば、報告(5分)・質疑応答(5分)と細かく決めずに報告・質疑応答(10分)としても良いのではないかと。

(事務局)

毎年、報告5分としているが実際にはもっと長い団体も短い団体も出てくる。その際は先ほどの10分の縛りは必ず守りながら全体のスケジュールが大きくずれないように進行している。

(委員2)

5分で十分でないか。決められた時間で必要なことを報告することも一つの能力である。実際に5分話そうと思うと意外と長い。

(委員3)

5分なら5分で自分たちの想いを伝える練習をする必要もある。

(事務局)

では基本的には報告5分、質疑応答5分と伝え、10分の枠は必ず守りながら進行する。

(委員4)

前半・後半に1回ずつ入っている意見交換の時間はそれぞれ前後半の内容に対して交流する時間で間違いないか。

(事務局)

その通りである。

毎年、制度全体に対しての意見もいただくこともある。

前年度は、この時間をとることで審査員の評価をまとめる時間としても活用でき、スムーズに報告会とその審査を同時に進めることができた。

(委員4)

もし可能であれば、時間配分は前半・後半の2つに分けておいて、前後半それぞれ対象の団体すべてを壇上に上げてパネルディスカッションのようにする方法も良いと思う。1団体対全員でなく、数団体で意見交換をすることで余計な緊張感も無くせるのではないかと。進行する人には非常に高いスキルが求められるが。

(委員1)

そうなる前半・後半の団体の組み合わせも考える必要がある。

(委員7)

そのような大きな変更をこのタイミングで事務局としては行えるのか。

また、支援金を交付された団体も対応できるのか。

(事務局)

単純に5分で報告してほしいといっても難しいと感じられる団体も多いのが現状である。日程が来月に迫っている段階でパネルディスカッション形式による報告を頼んでもイメージが伝わらない団体、混乱する団体は多いと思う。

(委員7)

そうなると思う。

(委員3)

新しく良い考えだがこのタイミングで大きく方法を変えるのは難しいのではないか。

(事務局)

事務局としても良い考えだと思うが、団体との調整、ファシリテーターとの調整など様々な要素を含めて考えると、その方法による実施にはもう少し時間がほしい。

来年度以降の検討項目させていただきたい。

(委員5)

今年度からすぐでなくても今後、本当に市民に来てもらって一緒にまちづくりについて考え、名称も変更するとなった際には、形式も大きく変える必要も出てくるかもしれない。

(委員6)

本当に市民を呼びたいのであれば、名称を変えても、報告の形式を変えても支援機事業の報告会単体では市民は参加しないと思う。例えば有名な講師を呼んでまちづくりを学ぶ講演会もあり、さらにこの報告会もあるなど、報告会以外にも市民が興味を持てるような企画を同時開催するなどの工夫が必要である。

(委員4)

来年度からも大きく報告の方法を変えるのが難しい場合でも、今回で言う盆踊りサークルであれば盆踊りを踊ってもらったり、カフェ講座をやったところにはコーヒーを提供し

でもらったり、実際にしてきた活動を見せる報告会ができればおもしろい。それが本当の意味での報告会だと思う。

(委員 5)

飲み物を置くなどの小さな工夫であればすぐに改善できるかもしれない。

(委員 4)

休憩時間を自由な意見交換の時間としてわざと長く時間を設けることも一つである。

また、団体から提出があれば団体の情報を記載した掲示物を情報コーナーに掲示するとある。これも、当日だけでなく、報告会終了後も一定期間どこかに掲示できるようにすることで団体も進んで掲示物を作成してくれるのではないか。

(事務局)

今年度の報告会から工夫できる点についてはしっかり取り入れさせていただく。

(委員長)

では、来年度この委員会において成果報告会についても可能な限り早く協議を行い報告会の進め方についても改善させていければと思う。

(委員長)

毎年この報告会については数名の委員に審査員として出席していただいている。本日はその審査員についても決定しておきたい。

【協議の結果審査員は以下の 4 名】

- ・ 田部委員 ・ 松井委員
- ・ 森委員 ・ 吉川委員

3 その他

(事務局)

次年度 1 回目の委員会開催日程についても本日決めたい。

【次回日程】 平成 30 年 6 月 7 日 (木) 14 時～16 時

(事務局)

来年度の支援金申請事業に対する審査会の日程は 6 月 17 日、18 日にさせていただく。例年どおり審査員として数名の方にお世話になりたいと思っているが、誰に審査員とし

てお世話になるのかは委員長と事務局が協議をして決定させていただいてもよいか。

【全委員承認】

それでは審査員としてお世話になるかたには可能な限り早く連絡・調整させていただく。

(委員長)

それでは本日の協議はこれで終了となる。最後に松井副委員長にあいさつをお願いする。

(副委員長)

本日はありがとうございました。

積極的に意見を出していただけた。

支援金制度についてはその存在をまだまだ知ってもらえていないといった意見もあったし、報告会についても今後さらに効果的な事業になるように工夫しなければならないといった課題が見えてきた。事務局とまちづくり推進委員が協力して一緒に亀岡を良くする方法について前向きに考えていければと思う。

本日は本当にありがとうございました。